

## 上期事務処理

### 令和8年度上期乳用牛改良対策事業における牛群検定試行について

令和7年度の本事業対象農家であり、試行期間が6カ月未満であった農家が、令和8年度も引き続き試行を継続する場合に、最大で5カ月分を助成します。

#### ア) 牛群検定の試行期間

- ・令和8年4月～令和8年8月（この期間中の5ヶ月間）とする。
- ・試行の開始時期 令和7年11月～令和8年3月までの期間

#### イ) 考え方

試行期間を6カ月として、令和8年3月（令和7年度中）までに6カ月の試行に達しなかった場合、令和8年4月からの残りの試行を助成します。

但し、検定を一時中止した場合であっても、1カ月として計上します。

#### ウ) 今後のスケジュール

##### ①検定試行を実施される農家の具体的なスケジュール

令和8年8月まで	検定の実施と定期的な農家訪問指導
令和8年8月末	試行終了
令和8年9月以降	通常の牛群検定の実施
令和8年9月11日	実施報告書の提出

##### ②書類の提出期限等

- 1) 事業参加申請書（実施計画書等含む）の送付
  - ・令和8年6月30日（火）までに正式書類を家畜改良事業団へ送付。
- 2) 事業参加承認
  - ・令和8年7月予定（追加募集はありません）。
- 3) 変更承認申請
  - ・計画額に対して30%を超える増減が生じる場合等、変更申請書を提出。
- 4) 事業実施報告書提出
  - ・令和8年8月末日までに事前に担当者までメールにてデータを送付。  
（担当：家畜改良事業団 情報分析センター 企画課 勝山 k-okuno@liaj.or.jp）  
内容の精査後、令和8年9月11日（金）までに正式書類の送付
- 5) 助成金の額の決定時期
  - ・令和8年10月（予定）。

#### エ) 参考資料の提出依頼について

- ①検定員旅費・謝金を含む、検定組合規定など
- ②乳成分等の検査料金表
- ③検定組合における総会資料

## 下期事務処理

### 令和8年度下期乳用牛改良対策事業における牛群検定試行について

#### ア) 非検定農家における牛群検定の試行の進め方

##### 牛群検定の試行期間

- ・令和8年4月～令和9年3月（この期間中の6ヶ月間）とする。  
但し、準備などで10月に開始できなかつた場合でも、3月には終了すること。

#### イ) 今後のスケジュール

##### ①非検定農家の検定試行のための具体的スケジュール

令和8年10月まで	試行農家の家畜個体識別情報利用の同意確認 試行農家のマスターファイル作成（農家名簿） 試行農家の繁殖台帳の整理 試行検定の準備
-----------	--------------------------------------------------------------------------

##### **準備が整い次第 試行農家における検定開始**

以後、検定の実施と定期的な農家訪問指導

令和9年3月末	試行終了
---------	------

令和9年4月以降	通常の牛群検定の実施
----------	------------

令和9年4月9日	実績報告書の提出
----------	----------

##### ②書類の提出期限等

###### 1) 事業参加申請書（実施計画書等含む）の送付

- ・令和8年8月31日（月）までに正式書類を家畜改良事業団へ送付。

###### 2) 事業参加承認

- ・令和8年9月の予定。承認後の試行農家の追加については応相談。

###### 3) 変更承認申請

- ・計画額に対して30%を超える増減が生じる場合等、変更申請書を提出。

###### 4) 事業実施報告書提出

- ・令和9年3月末日までに事前に担当者までメールにてデータを送付。

(担当：家畜改良事業団 情報分析センター 企画課 勝山 k-okuno@liaj.or.jp)

内容の精査後、令和9年4月9日（金）までに正式書類の送付

###### 5) 助成金の額の決定時期

- ・令和9年4月（予定）。

#### ウ) 参考資料の提出依頼について

- ①検定員旅費・謝金を含む、検定組合規定など
- ②乳成分等の検査料金表
- ③検定組合における総会資料

## ご注意ください

乳用牛改良対策事業は、平成26年度に以下の改正を行いましたのでご注意ください。

### 1 事業のねらい

本事業については、「11月以降に検定試行を開始した場合、年度をまたがっても6カ月間の検定試行を助成対象にして欲しい」との意見が多数寄せられたことから、平成26年度より対応を取るように要領を改正しました。このことにより、11月以降も本事業を活用し、検定加入が促進されることを期待します。

### 2 変更点（別紙要領の2事業の内容 参照）

従来、11月以降に検定試行を開始した場合、これまでは最大でも3月までの助成となり、6カ月間の試行期間を満度に助成できませんでした。平成26年度から、以下の例のとおり前年度の試行期間の不足分を助成出来るように改めました。

例) ①令和7年11月からお試し検定を開始した場合

令和7年度乳用牛改良対策事業（下期）で5カ月間の助成 および  
令和8年度乳用牛改良対策事業（上期）で1カ月間の助成

例) ②令和7年12月からお試し検定を開始した場合

令和7年度乳用牛改良対策事業（下期）で4カ月間の助成 および  
令和8年度乳用牛改良対策事業（上期）で2カ月間の助成

例) ③令和8年3月からお試し検定を開始した場合

令和7年度乳用牛改良対策事業（下期）で1カ月間の助成 および  
令和844年度乳用牛改良対策事業（上期）で5カ月間の助成

※いずれも今後、検定を継続していることが要件です。

### 3 事務処理（別紙上期および下期事務処理 参照）

上述の変更に伴い、本事業の事務処理が上期と下期に分かれます。

上期とは、上述のように令和7年度の検定試行の残期間を処理する期間となります。

下期は、従来どおりの令和8年度の検定試行となります。

ご質問は、（一社）家畜改良事業団 情報分析センターまで  
(TEL : 03-5621-8921 FAX : 03-5621-8922 toiwase@liaj.or.jp)